

身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が自動車運転免許（以下「運転免許」という）を取得する場合、その運転免許を取得する費用の全部または一部を助成することにより、身体障害者の就労を促進し、自立と社会参加を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、自動車を使用することにより、就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大等が見込まれる者
- (2) 道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を習得し、運転免許を新規に取得した者（ただし、普通自動車第一種運転免許に限る）
- (3) 運転免許取得に要した経費を自らの負担で自動車教習所に支払いをした者

(助成金の額等)

第3条 市長は予算の範囲内において助成する。

2 前項の規定により交付する1人当りの助成金の額は、運転免許の取得に要した経費の3分の2とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、助成金の額が10万円を越えるときは、10万円とする。

(助成金の交付手続)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を添えて、運転免許取得後6か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書（第1号様式）
- (2) 取得した自動車運転免許証の写し
- (3) 身体障害者手帳の写し
- (4) 自動車教習所に支払った領収書等の写し

2 前項の書類の提出を受けた市長はその適否を判断し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定書（第2号様式）により申請者（以下「助成決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

3 市長は、交付を不相当と認めた場合は、身体障害者自動車運転免許取得費助成却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第5条 助成決定者が、前条第2項の通知を受けとったときは、速やかに請求書（第4号様式）を市長に提出し、市長はそれに基づき助成金を交付するものとする。
（助成金返還）

第6条 虚偽の申請等により助成金の交付を不当に受けた者について市長は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
（施行の細則）

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

（対象者）

1 ただし、平成8年10月1日から平成9年3月31日の間に免許を取得した者で要件を満たす者については申請を受け付けることができる。

なお、県制度による助成を受けようとしている者についてはこの限りではない。

（施行期日）

2 この要綱は平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成9年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。